

告示

埼玉県告示第百六号

次の表の上欄に掲げる診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所として令和四年一月二十二日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

診療所		有効期限
名称	所在地	
川越救急クリニック	埼玉県川越市大字小仙波千四十九番地一	令和六年九月四日